

海上自衛隊小松島航空基地

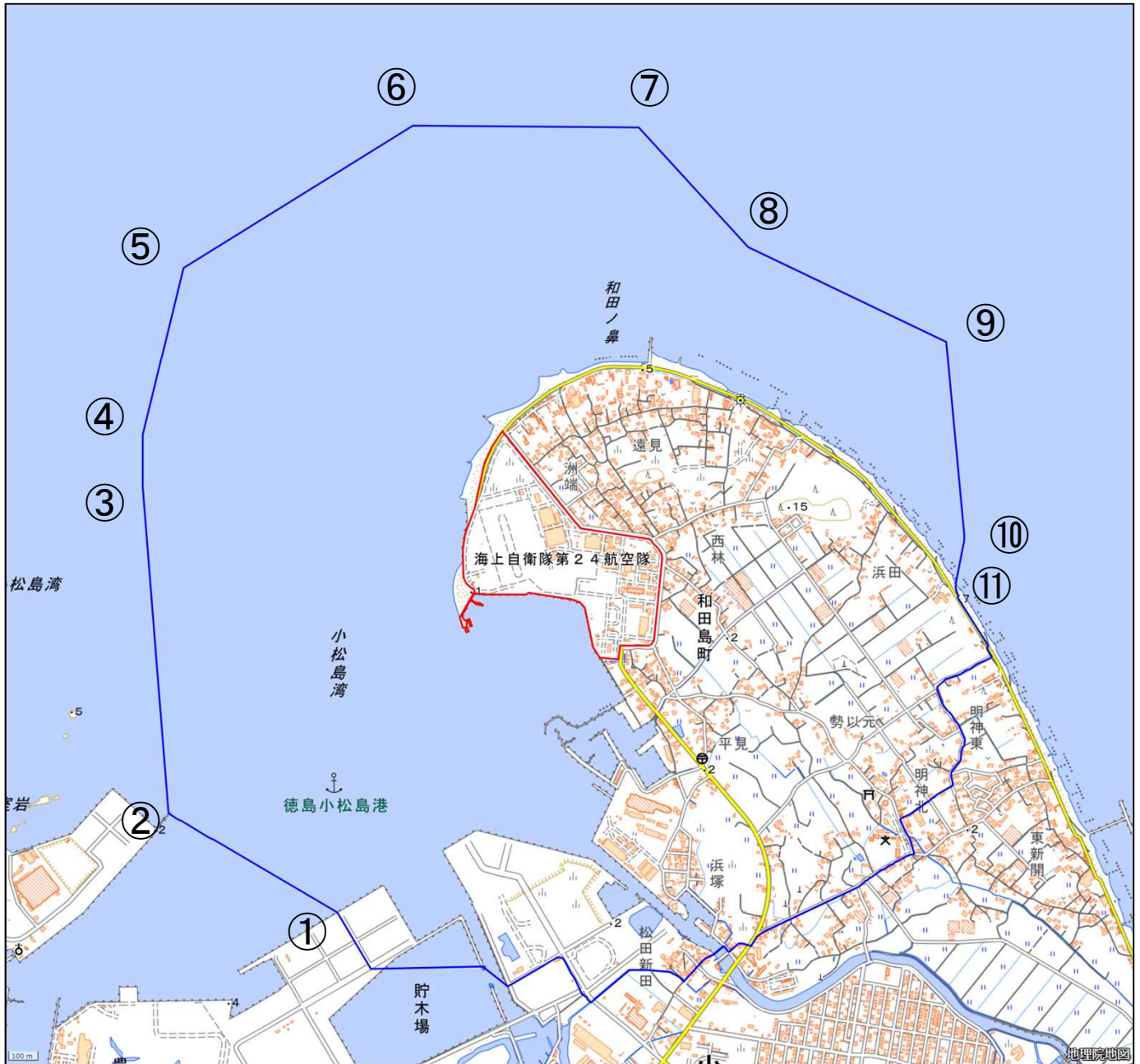
対象防衛関係施設 の所在地	徳島県小松島 市	和田島町字洲端四番地三
対象防衛関係施設 の区域	徳島県小松島 市	和田島町字洲端（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	徳島県小松島 市	豊浦町（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町、和田島町字洲端、和田島町字勢以元、和田島町字外開（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字塚の間、和田島町字遠見、和田島町字西浜手、和田島町字西林、和田島町字浜田、和田島町字浜塚（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字平見、和田島町字松田新田（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字明神北（次の図面に示す部分に限る。）、和田島町字明神東（次の図面に示す部分に限る。）及び和田島町字山のはな（次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 北緯三十三度五十九分四十秒、東経百三十四度三十七分十五秒の点</li> <li>二 北緯三十三度五十九分五十秒、東経百三十四度三十六分五十三秒の点</li> <li>三 北緯三十四度〇分二十五秒、東経百三十四度三十六分五十秒の点</li> <li>四 北緯三十四度〇分三十一秒、東経百三十四度三十六分五十秒の点</li> <li>五 北緯三十四度〇分四十九秒、東経百三十四度三十六分五十五秒の点</li> <li>六 北緯三十四度一分四秒、東経百三十四度三十七分二十四秒の点</li> <li>七 北緯三十四度一分三秒、東経百三十四度三十七分五十三秒の点</li> <li>八 北緯三十四度〇分五十一秒、東経百三十四度三十八分八秒の点</li> <li>九 北緯三十四度〇分四十一秒、東経百三十四度三十八分三十三秒の点</li> <li>十 北緯三十四度〇分二十秒、東経百三十四度三十八分三十五秒の点</li> <li>十一 北緯三十四度〇分十五秒、東経百三十四度三十八分三</li> </ul>

		十四秒の点
--	--	-------

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 海上自衛隊小松島航空基地周辺地域 (徳島県小松島市和田島町字洲端 4 番地 3)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

- 対象施設の区域
- 対象施設周辺地域